

獣医療法（平成4年法律第46号）第11条第1項の規定に基づき、平成32年度を目標年度とする鳥取県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

（「次のとおり」は省略し、その計画書をインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット：<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=171850>）に掲載する。）

平成24年3月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治